

委員会活動

9月5日の本会議で付託された議案について、総務委員会（9月8日）、産業建設委員会（9月9日）、教育厚生委員会（9月10日）、予算審査特別委員会（9月12日）を開き審査しましたので、その概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案四件を審査しました。

○第七十号議案 島原市過疎地域自立促進計画の策定について

本年四月一日に本市が過疎地域の指定を受けたことに伴い、県の過疎地域自立促進方針に基づき、平成二十六年度から平成二十七年までを計画年次とする過疎地域自立促進計画を策定しようとするもの。

〔質疑〕この計画では、具体的な施策が示されていない。人口減少に歯止めをかけるためには子供の数を増やさなければならない。過疎の指定を受けて交付税措置が期待できるので、これまでの事業を見直して、子供の医療費や保育料の無料化等の思い切った施策を実施することができないのか。

〔答弁〕過疎債だけではできない部分もあり、一般財源と合わせてどのように取り組んでいくか十分議論したい。

〔質疑〕過疎対策について、職員は意識を変えて取り組まなければ、出張市と同じようになる。様々な施策を行うことは不可能であり、少子化対策と雇用問題にポイントをしぼることはできないのか。

〔答弁〕人口減少対策と雇用対策を重点で取り組むべきであると思う。

このほか、過疎地域の指定に伴う国からの財政面での支援、第一次産業と本計画の関連等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十一号議案 過疎地域自立促進特別措置法による島原市固定資産税の課税免除に関する条例

過疎地域自立促進特別措置法の規定による過疎地域指定に伴い、事業者に対し税制上の優遇措置を講ずることにより産業の活性化を促進するため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例に規定する奨励金を受けた企業に対しても課税免除の適用があるのか。

〔答弁〕奨励金には、立地奨励金、施設整備奨励金、土地家屋賃貸奨励金、雇用奨励金があり、課税免除の適用を受けた場合は、立地奨励金を受けられない。

このほか、課税免除の対象業種と期間、地元に残る若者に対する課税免除等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第八十二号議案 平成二十五年度島原市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額千三百六十五万六千四百九十円、歳出決算額九百五十三万五千七百七十九円、差し引き四百十二万三千三百一十一円の繰越決算。

〔質疑〕歳入歳出差し引き残の四百十二万三千三百一十一円は、基金に繰り入れているが、基金の取り扱いはどう考えているのか。

〔答弁〕平成二十五年度末の基金残高が五千六百五十七万円である。平成二十五年度の交通災害共済事業において過年度分の共済見舞金の支払いがあるので、基金から充てることができる。残りの基金については検討委員会を設置し、基金の活用方法を検討しているところである。

採決の結果、認定することに決定いたしました。

○請願第四号 解釈改憲による集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書採択の要請の請願

安倍内閣は、集団的自衛権行使容認の閣議決定をしたが、一内閣による解



釈変更は立憲主義をないがしろにした行為である。憲法解釈の信頼性を根本から損なう集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書を国に提出願いたいというもの。

【質疑】内閣法制局長官は閣議決定された集団的自衛権は、解釈改憲にはあたらないとの認識を示しているが、そのことについてどのようなことを考えているのか。

【答弁】歴代の内閣法制局長官は解釈改憲は違法だと解釈されている。戦後六十九年の間、歴代内閣でも集団的自衛権はありえないとの考え方により平和が保たれてきたと確信している。（紹介議員答弁）

このほか、解釈改憲と判断した理由、集団的自衛権と個別的自衛権の憲法での解釈等について質疑がなされ、採決の結果、不採択とすることに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案六件を審査しました。

○第七十八号議案 平成二十六年度島原市水道事業会計補正予算(第一号)

収益的収入の予定額を三千八百八万円減額して八億九千九百五十三万八千円に、収益的支出の予定額を九千四百七十一万六千円減額して六億三千六百三十一万四千円とし、資本的収入の予定額を三千八百八万円増額して五億五千八百二十九万六千円に、資本的支出の予定額を九千四百六十八万八千円増額して八億六千五百八十七万七千円とし、また、特例的収入及び支出として有明町簡易水道事業特別会計の未収金九千二百三十九万七千円と未払金一億一千三百五十二千円を島原市水道事業に引き継ぐもの。

【質疑】今回の補正はどのような内容か。

【答弁】本年度から実施している国庫補助事業に伴う設計業務委託料を収益的支出に計上していたが、これを資本的支出へ組みかえを行い、それに伴う国庫補助金についても同じく収益的収入から資本的収入へ組みかえようとするものである。また、本年四月一日から有明町簡易水道事業が島原市水道事業に統合されたこ

とにより、特例的収入及び支出として島原市水道事業会計に債権と債務を引き継ぐための補正である。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第八十一号議案 平成二十五年島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額八千三百八十七万七千七百二十九円、歳出決算額八千五百八十八万九千二百一十一円、差し引き二百五十万五千八百八円の繰越決算。

【質疑】温泉使用料の滞納防止のため、電気や水道と同じように、使用料を滞納したら温泉を止めるような規則をつくるよう昨年から要望していたが、検討はしているのか。

【答弁】まだ規則化はしていないが、今後検討していきたい。このほか、収入未済額の内訳、未収金に対する対応等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。



▲平成20年にオープンした「ゆとろぎの湯」

○第八十三号議案 平成二十五年島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額八十一万六千七百円、歳出決算額二万四千円、差し引き七十九万二千七百円の繰越決算。

【質疑】この特別会計はいつまで残すことになるのか。

【答弁】安中土地区画整理事業の事業年度は平成二十三年度までだつ

た。そして二十四年度から二十六年までの三カ年、事業の延長をしているところである。二十六年でこの事業が終わることになるので、今後は一般会計に移すことも考えていかなければならない。

このほか、価格の見直し等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第八十四号議案 平成二十五年度島原市有明町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額六億七千六百八十二万五千五百七十九円、歳出決算額六億五千九十万四千六百六十二円で、本年四月一日での島原市水道事業への統合に伴う打ち切り決算となっており、差し引き残額の二千五百九十二万四千四百七円は島原市水道事業会計に引き継がれる。

【質疑】今回の布設がえでは、最終的に幾らかかって、どれくらい更新されたのか。また、それによって有収率はどれだけ向上したのか。

【答弁】平成二十一年度から二十五年までの五年間で有明町簡易水道の再編推進事業を実施した。配管

延長百三十キロのうち、約五十五・三キロを更新し、約四十三％の更新率となっている。五年間の総事業費は三十一億二千四百万円である。有収率は実施前の二十年度が六十六・一％、事業終了の二十五年末が六十一・九％である。

このほか、有収率が向上しない原因、検針体制、収入未済額等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第八十六号議案 平成二十五年度島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算

地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を処分し、併せて同法第三十条第四項の規定に基づき、議会の認定を受けようとするもの。

収益的収支では、収入四億七千三百十九万七千二百七十九円、支出四億七千二百八十四万三千五百十円。資本的収支では、収入一億千三百万八千四百七十二円、支出二億六千六十万五千三百四十円で、不足する一億四千七百五十九万六千八百六十八円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんされている。

【質疑】水道使用料の滞納はあるのか。

【答弁】現年度分が千二百六十七万四

千九百二十八円、過年度分が九百六十九万九千八百二円、合計で二千二百三十七万四千七百三十円である。

このほか、有収率が水道事業経営に与える影響等について質疑がなされ、採決の結果、原案可決及び認定することに決定しました。

○請願第二号 農協改革並びにTPP交渉に関する請願

農協改革の実施にあたっては、農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革の内容を十分尊重すること。また、TPP交渉にあたっては農産物の重要品目について、「除外または再協議」とした国会決議を遵守し、国民への十分な情報提供と国民的議論を実施することを求める内容の意見書を国に提出願いたいというもの。

【質疑】組合員を初め、農業者にとつては現在の農協制度を堅持したほうがよいと理解してよいのか。

【答弁】今回示されている改革案は、総合農協としての組織の解体につながるものである。農協改革をするならば、組合員、職員など、現場からの声があつてしかるべきであるということから、現在の農協制度での運営を維持していきたいということである。（紹介議員答弁）

採決の結果、採択することに決定しました。



教育厚生委員会

付託された議案八件を審査しました。

○第七十二号議案 島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

【質疑】小規模保育や家庭的保育など、認可施設として子供を保育する環境ができるが、本市で新たに認可される施設はあるのか。また既存の事業者の経営を圧迫しないのか。

〔答弁〕

本市には事業所内保育所が二カ所あり、新制度によって移行する可能性はある。保育の需要と供給のバランスを取るため、申請があつても認可しないこともできる。

このほか、現行制度と新制度の違い、新制度に伴う本市の幼稚園、保育園の意向状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十二号議案 島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕

定員割れしている幼稚園は、余っているスペースで家庭的保育事業を行うことができるのか。

〔答弁〕

幼稚園型の認定こども園に移行すれば、現在の施設をそのまま利用でき、現在雇用している職員についても基準に算入できる。

このほか、保育単価、家庭的保育と居宅訪問型保育の認可基準等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十四号議案 島原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕

放課後児童健全育成事業を実施するためには、特別な施設が必要なのか。

〔答弁〕

放課後児童健全育成事業は、補助を受けて事業を行っているところと、補助を受けないで事業を行っているところに分かれる。補助を受けていないところに基準はない。しかし、補助を受けているところについては、学童としての専用区画や面積、開所時間、職員数といった基準がある。

このほか、補助事業の周知等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



○第七十五号議案 島原市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七十六号議案 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について

長崎県病院企業団規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

壱岐市が病院企業団に加入する経緯、診療科目等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第八十号議案 平成二十五年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額七十五億千六百五十万六千四百十六円、歳出決算額七十四億二千四百八十四万四千四百四十八円、差し引き九千六百一十一万六千六百九十八円の繰越決算。

〔質疑〕

国民健康保険税の徴収率と、滞納理由は何か。

〔答弁〕

現年度分は二十四年度が九五・五・五一％、二十五年度が九五・六・六一％、滞納繰越分は二十四年度が九・九％、二十五年度が十・六％であり、徴収率は上昇している。滞納者が七百十名おり、理由は、無収入、倒産等である。

このほか、軽減税率の対象世帯、国民健康保険事業の見直し等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第八十五号議案 平成二十五年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額五億四千八百六十八万五千八百八十五円、歳出決算額五億三千八百三十三万五千三百三十二円、差し引き千六百四十五万五千五百五十三円の繰越決算。

採決の結果、認定することに決定いたしました。

○請願第三号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

手話言語法を制定することを求める内容の意見書を国に提出願いたいとい

うもの。

【質疑】この請願が採択されるとうなるのか。

【答弁】採択されると意見書が国の関係機関に送付されると思う。また手話言語法が制定されると手話通訳に予算を確保でき、耳の不自由な方も平等に勉強ができ、会話ができるような世の中になると思う。(紹介議員答弁)

採決の結果、採択することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第七十七号議案 平成二十六年度島原市一般会計補正予算(第二号)

二億七千四百五十五万五千円を追加し、予算の総額を二百三十六億七千四百十九万円とするもの。

【質疑】ふるさとしまばら寄付金事業について、寄付をされた方へのお礼の商品はどのように考えているのか。

【答弁】現在、寄付金額一万円から十万円までは二千円相当の特産品を、十万円を超える場合は一万円相当の特産品を送っている。今回、寄付をされた方へのお礼の商品として、島原の特産品が掲載されたカタログを作成し、



▲図書館駐車場として整備される JA 跡地

島原の魅力を全国に発信したいと考えている。お礼の商品は、寄付金額が一万円から五万円、五万円から十万円、十万円を超える場合の三段階に分けて、寄付をされた方が自ら商品を選ぶような方法を考えている。

【質疑】JA敷地の裏側の石垣はどういう状態なのか。

【答弁】大きなはらみや、石材が抜けているような状況は見られない。このほか、しまばらハッピーライフ応援事業、島原地域広域市町村圏組合電子計算機管理費負担金、企業立地促進・雇用創出事業奨励金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

島原半島市議会議員合同研修会を開催

去る八月十九日、雲仙市において「第三回島原半島市議会議員合同研修会」を開催しました。

この合同研修会は、島原半島という地理的に不利な条件や諸問題を克服し発展していくためには、市民を代表する半島三市の議員が情報を共有し、協働していくべきであるとの共通認識のもと、一昨年から開催しているものです。

研修会では「島原半島幹線道路の整備状況と今後の予定について」をテーマに、長崎県島原振興局から講師を迎え、国・県の公共事業の予算の動向や、県の道づくり基本方針と施策、また、今後の道路行政における取り組みや島原半島の河川・港湾・幹線道路の整備状況と今後の事業予定について説明を受け、質疑応答を行いました。

道路行政は住民生活や地域経済に直結する重要な課題です。今回の研修会を今後の議員活動に生かし、郷土発展のため、各種施策の提言に努めてまいります。



▲島原半島の道路状況についての説明



▲研修会のようす